

1 ポンプ設備

種別 大	種別 中	種別 小	日 常 点 検		定 期 点 検		定 期 整 備		備 考		
			項 目	周 期	項 目	周 期	項 目	周 期			
1-1 主ポンプ (取水、揚水、送水、配水、洗浄、洗浄排水)	1-1-1 両吸込渦巻	1-1-1-1 取水	外観、振動、異音、異臭、軸受温度、損傷、漏水の確認 グランド封水の確認 電流値の記録	巡視時 巡視時 巡視時	給油、油脂交換 補機類点検 運転状態の確認	1年 1年 1年	分解整備	50000時間 (基準12年)	累積運転時間を確認し、整備周期(時間)に到達する年数が基準年数未満の場合は、整備周期(時間)で整備を行う 基準年数以上の場合は、整備周期判定フローに基づき整備周期を判定する(12、17、25年、事後保全)		
		1-1-1-2 洗浄 洗浄排水						70000時間 (基準12年)			
		1-1-1-3 揚水 送水・配						70000時間 (基準25年)			
	1-1-2 片吸込渦巻	1-1-2-1 取水						50000時間 (基準12年)			
		1-1-2-2 洗浄 洗浄排水						70000時間 (基準12年)			
		1-1-2-3 揚水 送水・配						70000時間 (基準25年)			
	1-1-3 立軸斜流	1-1-3-1 取水						50000時間 (基準12年)			
		1-1-3-2 洗浄 洗浄排水						70000時間 (基準12年)			
		1-1-3-3 揚水 送水・配						70000時間 (基準25年)			
	1-1-4 水中斜流				補機類点検 運転状態の確認	1年 1年		6年		定期整備は、油脂及び消耗部品の交換を行う	
	1-2 その他	1-2-1 片吸込渦巻(採水ポンプ)	1-2-1-1 原水	外観、振動、異音、異臭、軸受温度、損傷、漏水の確認	巡視時	採水管洗浄 運転状態の確認	適宜 1年	分解整備		2年	
			1-2-1-2 沈水以降							3年	
		1-2-2 片吸込渦巻(真空ポンプ)						各種データ測定 運転状態の確認		1年 1年	
1-2-3 両・片吸込渦巻(その他ポンプ)			1-2-3-1 排水			各種データ測定 運転状態の確認	1年 1年	分解整備	6年		
			1-2-3-2 沈水以降(スラッジ処理水含む)							4~6年	
			1-2-3-3 汚泥								
			1-2-3-4 薬品								
1-2-3-5 高度(オゾン発生器冷却水循環用)		分解整備	(※1)			(※1) 柴島は3年(一次冷却水用含む)、庭窪は4年、豊野は5年					
1-2-4 立軸斜流(その他ポンプ)		1-2-4-1 排水	各種データ測定 運転状態の確認			1年 1年	分解整備	6年			
		1-2-4-2 沈水以降(スラッジ処理水含む)							4~6年		
		1-2-4-3 汚泥									
		1-2-4-4 高度(一次冷却水用)								分解整備	

1 ポンプ設備

種別 大	種別 中	種別 小	日 常 点 検		定 期 点 検		定 期 整 備		備 考		
			項 目	周 期	項 目	周 期	項 目	周 期			
1-2 その他	1-2-5 立軸ライ ン	1-2-5-1 沈水以降	外観、振動、異音、異臭、温度、 損傷、漏水の確認	巡視時	各種データ測定 運転状態の確認	1年 1年	分解整備	1～3年			
		1-2-5-2 冷媒						(※1)		(※1) 柴島、豊野は2年、庭窪は随時	
		1-2-5-3 高度 (オゾン発生器冷却水循環用)						2年		柴島1中	
	1-2-6 水中モー ター	1-2-6-1 排水 (沈澄池返送、沈砂池浸漬含む)					各種データ測定 運転状態の確認	1年 1年	分解整備 取替・更新	(※1) (※2)	(※1) 沈澄池返送のみ10年 沈砂池浸漬は異常及び故障時対応 (※2) 床排水ポンプは10年、沈澄池返送ポンプは15年
	1-2-7 マグネッ ト						各種データ測定 運転状態の確認	1年 1年	分解整備	10年	
	1-2-8 1軸偏心 ネジ						各種データ測定 運転状態の確認	1月 1月	分解整備	2年 (※1)	(※1) 点検結果により1年に短縮可能
	1-2-9 ダイヤフ ラム						各種データ測定 運転状態の確認	1年 1年	分解整備	10年	
	1-2-10 プラン ジャー(浸漬型)						各種データ測定 運転状態の確認	1年 1年	修繕・取替・更新	(※1)	(※1) 異常及び故障時対応

2 弁・扉類

種別 大	種別 中	種別 小	日 常 点 検		定 期 点 検		定 期 整 備		備 考
			項 目	周 期	項 目	周 期	項 目	周 期	
2-1 手動弁・扉類・逆止め弁			外観、損傷、漏水の確認(※1)	巡視時	—	—	異常及び故障時対応	適宜	(※1) 地上部のみ
2-2 電動弁・扉類	2-2-1 制水扉		外観、異音、異臭、損傷、漏水の確認	巡視時	油脂交換(豊野ろ過池・GAC)	2年	異常及び故障時対応	適宜	(※1) 開閉動作試験により水処理及び水運用に影響を与えないものに限る (※2) 開度制御している弁・扉に対して開度指示計と本体開度を比較し、大きくズレているものを調整する
	2-2-2 上記以外				開閉動作試験(※1) 開度確認(※2) 各種リミットスイッチの機能確認	1年			
					開閉動作試験(※1) 開度確認(※2) 各種リミットスイッチの機能確認	1年			

3 水処理機械設備

種別 大	種別 中	種別 小	日 常 点 検		定 期 点 検		定 期 整 備		備 考	
			項 目	周 期	項 目	周 期	項 目	周 期		
3-1 除塵設備	3-1-1 除塵機	3-1-1-1 減速機	外観、振動、異音、異臭、損傷の確認	巡視時	給油、油脂交換	1年	分解整備	9年又は20000時間		
		3-1-1-2 軸受					整備、腐食部品は交換	18年		
		3-1-1-3 スクリーン					破損部等の補修			
		3-1-1-4 チェーン					整備、腐食部品は交換			
		3-1-1-5 配管接続部					劣化部の補修			
	3-1-2 水分離装置	3-1-2-1 減速機	外観、損傷の確認	巡視時	給油・油脂交換	1年	分解整備	9年又は20000時間		
		3-1-2-2 スクリーン					破損部等の補修	18年		
		3-1-2-3 水路								
	3-1-3 自動ストレーナ	3-1-4-1 減速機	外観、振動、異音、異臭、損傷の確認	巡視時	給油、油脂交換	1年	分解整備	9年又は20000時間		
		3-1-4-2 軸受					整備、腐食部品は交換	18年		
		3-1-4-3 スクリーン・メッシュ					破損部等の補修			
	3-2 急速攪拌設備	3-2-1 フラッシュミキサ	3-2-1-1 減速機	外観、振動、異音、異臭、温度、損傷の確認（水中部は除く）	巡視時	給油、油脂交換	1年	分解整備		9年又は20000時間
3-2-1-2 主軸・羽根・継手			欠損、緩みの無い事を確認					池、系統開放時	整備、腐食部品は交換	池、系統開放時
3-2-1-3 軸受			外観、振動、異音等の確認							
3-3 緩速攪拌設備	3-3-1 フロッキュレータ	3-3-1-1 減速機	外観、振動、異音、異臭、温度、損傷の確認（水中部は除く）	巡視時	給油、油脂交換	1年	分解整備	6年		
		3-3-1-2 主軸・羽根・継手					欠損、緩みの無い事を確認	池、系統開放時	整備、腐食部品は交換	池、系統開放時
		3-3-1-3 軸受					外観、振動、異音等の確認			
3-4 その他攪拌設備	3-4-1 汚泥供給槽	3-4-1-1 減速機	外観、振動、異音、異臭、温度、損傷の確認（水中部は除く）	巡視時	給油、油脂交換	1年	分解整備	9年		
		3-4-1-2 主軸・羽根・継手					欠損、緩みの無い事を確認	槽開放時	整備、腐食部品は交換	槽開放時
		3-4-1-3 軸受					外観、振動、異音等の確認			
	3-4-2 ろ液中和槽	3-4-2-1 減速機		巡視時	給油、油脂交換	1年	分解整備	9年		
		3-4-2-2 主軸・羽根・継手					欠損、緩みの無い事を確認	槽開放時	整備、腐食部品は交換	槽開放時
		3-4-2-3 軸受					外観、振動、異音等の確認			

3 水処理機械設備

種別 大	種別 中	種別 小	日 常 点 検		定 期 点 検		定 期 整 備		備 考			
			項 目	周 期	項 目	周 期	項 目	周 期				
3-4 その他攪拌設備	3-4-3 かせい受入槽	3-4-3-1 減速機	外観、振動、異音、異臭、温度、損傷の確認（水中部は除く）	巡視時	給油、油脂交換	1年	異常及び故障時対応	適宜	定期点検の結果、異音等の異常が認められた場合、適宜分解整備を行う			
		3-4-3-2 主軸・羽根・継手			欠損、緩みの無い事を確認	槽開放時	整備、腐食部品は交換	槽開放時				
		3-4-3-3 軸受			外観、振動、異音等の確認							
3-5 スラッジ掻寄設備	3-5-1 リンクベルト	3-5-1-1 減速機	外観、損傷、異臭の確認（水中部は除く）	巡視時	給油、油脂交換（サイクロ減速機）	1～2年	分解整備	9年又は20000時間				
		3-5-1-2 安全装置			給油、油脂交換（バイエル変速機）	3～5年	整備、腐食部品は交換	18年				
		3-5-1-3 チェーン			シャープピン、チェーンの確認	1年						
		3-5-1-4 水中軸受部			切れていない事を目視の範囲で確認（必要に応じて張り調整）	池開放時						
		3-5-1-5 水中掻寄部			軸封水配管の閉塞の無い事を確認（必要に応じて清掃）							
3-5-2 走行式ミーダ形	3-5-2-1 減速機	外観、振動、異音、異臭、損傷の確認 巻取り異常の有無を確認 異物の無い事を確認 （水中部は除く）	運転時 運転時 運転時	外観・振動・異音等の確認（漏油）	運転時	分解整備	9年又は20000時間	整備、腐食部品は交換	18年			
										3-5-2-2 水上移動部	取付部の緩みの有無を確認	
										3-5-2-3 水中掻寄部	巻取り異常の有無を確認	
										3-5-2-4 電源ケーブル	ボルトの緩みの無い事を確認	1年
				3-5-2-5 レール								
3-5-3 回転式	3-5-3-1 減速機	外観、振動、異音、異臭、損傷の確認 （水中部は除く）	巡視時	給油・油脂交換	1年	分解整備	9年又は20000時間					
				3-5-3-2 水上ギア部			整備、腐食部品は交換		18年			
				3-5-3-3 水中掻寄部	外観・振動・異音等の確認	池開放時						
3-5-4 気圧式	3-5-4-1 水上移動部	外観、振動、異音、異臭、損傷の確認 異物の無い事を確認	巡視時 巡視時	給油・油脂交換	1年	分解整備	18年					
				ボルトの緩みの無い事を確認	1年	整備、腐食部品は交換						
				漏水・破損等の無い事を目視確認	1年							
				3-5-4-2 水中部	損傷の無い事を目視確認	池開放時						
3-5-4-3 レール												
3-5-4-4 トラフ												

4 高度浄水処理設備

種別 大	種別 中	種別 小	日 常 点 検		定 期 点 検		定 期 整 備		備 考					
			項 目	周 期	項 目	周 期	項 目	周 期						
4-1 オゾン設備	4-1-1 オゾン発生器（電源装置含む）		異音、オゾン臭、放電状態の確認	巡視時	冷却水量の点検	1年	発生器（円筒多管型）の点検清掃 発生器（平板型）の点検清掃（※1） 換気ファンの交換	（※2） 1年 （※3）	（※1）豊野後オゾンのみ （※2）柴島、豊野は2年、庭窪は3年 （※3）柴島、豊野は3年、庭窪は5年					
					換気ファンの点検	1年								
					外観及び盤内点検清掃	1年								
					絶縁抵抗測定	1年								
					盤内フィルタ清掃	1年								
電動弁機能点検	1年													
昇圧トランス点検	1年													
計器・保護装置の点検	2年													
電力調整器インバータ出力点検	3年													
4-1-2 オゾン発生器用冷却水装置			外観、振動、異音、温度、損傷、漏水の確認	巡視時	外観及び機能点検	1年	熱交換器分解清掃（※1）	（※2）	（※1）化学洗浄も可とする （※2）豊野中オゾンのみ2年（他は1年）					
					イオン交換器の点検	1年								
					水質測定計器・保護装置の点検	2年								
					外観及び機能点検	1年								
					電動弁機能点検	1年								
計器・保護装置の点検	2年													
4-1-3 排オゾン処理装置			異音、オゾン臭の確認	巡視時	外観及び機能点検	1年	触媒の交換 活性炭の交換 加温ヒーター点検清掃	（※1） 適宜 3年	（※1）柴島、豊野は3年、庭窪は中オゾン5年、後オゾン7年					
					電動弁機能点検	1年								
					計器・保護装置の点検	2年								
					フィルタの点検清掃	1年								
					外観及び機能点検	1年								
4-1-4 漏洩オゾン処理装置			—	—	フィルタの点検清掃	1年	—	—						
					外観及び機能点検	1年								
					外観の確認	巡視時				異常時対応（※1）	適宜	—	—	（※1）腐食、損傷していれば修理または交換、活性炭が劣化（白化）していれば交換
					外観の確認	巡視時				異常時対応（※1）	適宜	—	—	
					外観の確認	巡視時				異常時対応（※1）	適宜	—	—	
4-2 呼吸塔及び 覆蓋設備			外観の確認	巡視時	腐食、損傷の確認（※1）	池開放時	—	—	（※1）腐食、損傷していれば修理または交換 （※2）劣化（白化）していれば交換					
					活性炭の劣化状況確認（※2）	池開放時								

5 排水処理設備

種別 大	種別 中	種別 小	日 常 点 検		定 期 点 検		定 期 整 備		備 考
			項 目	周 期	項 目	周 期	項 目	周 期	
5-1 加圧脱水機	5-1-1 本体	5-1-1-1 ろ布・ろ板	外観、損傷、変形、ろ液漏れの確認	巡視時	歪み、割れ、破損点検 ボルト等のゆるみ	1年 1年	消耗品取替 ろ布交換	(※1) 3年	(※1) 柴島は3～6年、庭窪は2年
		5-1-1-2 駆動装置 他	外観、損傷、変形、作動状況、油漏れの確認	巡視時	安全装置(ワイヤ式・非常停止ボタン等)の作動確認 油脂類・作動油補充(減少時)	1年 適宜	分解整備 消耗品取替、作動油入替	(※1) 6月	(※1) 柴島は6年、庭窪は8年
		5-1-1-3 ろ布締付装置(電動式)							
		5-1-1-4 ろ布締付装置(油圧式)							

6 空気源設備

種別 大	種別 中	種別 小	日常点検		定期点検		定期整備		備考
			項目	周期	項目	周期	項目	周期	
6-1 空気圧縮機	6-1-1 スクリュー式	6-1-1-1 計装用	外観、振動、異音、異臭、損傷の確認	巡視時	外観、計器、保護装置、安全弁の点検 エアフィルタ、オイルフィルタ清掃又は交換 潤滑油交換、Vベルト点検 電動機等絶縁抵抗測定	1年	本体分解整備(※1) 電動機分解整備(※1)	6年	
		6-1-1-2 高度(オゾン製造用)	外観、振動、異音、異臭、損傷、フィルタシグナルの確認	巡視時	外観及び機能点検(※1) 安全弁の動作確認 エアフィルタ交換 潤滑油入替 電動機グリスアップ 絶縁抵抗測定 計器・保護装置の点検	1年 1年 1年 1～2年 6月～1年 1年 2年	本体分解整備(※2) 電動機分解整備(※2) アフタークーラー整備 エアークーラー整備 オイルクーラー 吸込調整弁整備 吐出逆止め弁整備(※3) 四方向電磁弁整備(※3) 各種ストレーナー清掃	6年 6年 (※4) (※5) (※5) (※5) (※5) (※5) 2年	(※1)「ボイラ及び圧力容器安全規則第8条」により1年以内ごとに1回自主検査を行い、結果を3年間保存しておくこと (※2)軸受等の取替、ロータイミングギヤ等の分解整備 (※3)100万回を目安に交換 (※4)柴島、豊野は2年、庭窪は6年 (※5)柴島、豊野は2年、庭窪は毎年
	6-1-2 レシプロ式	6-1-2-1 自家発(操作用)	外観、振動、異音、異臭、損傷の確認	巡視時	外観、計器、保護装置、安全弁の点検 潤滑油(量・状態)・Vベルト点検 電動機等絶縁抵抗測定	1年	本体分解整備(※1) 電動機分解整備(※1)	10年	(※1)ベアリング、シール類、圧力計、潤滑油交換、弁類整備又は交換
		6-1-2-2 高度(計装用)		外観及び機能点検(※1) ベルト等点検 エアフィルタ点検、清掃 安全弁の点検、清掃及び動作確認 計器・保護装置の点検 オートドレントラップの点検、清掃 絶縁抵抗測定	1年 1年 1年 1年 2年 1年 1年	分解整備(※2)	6年	(※1)「ボイラ及び圧力容器安全規則第8条」により1年以内ごとに1回自主検査を行い、結果を3年間保存しておくこと (※2)軸受、ピストンリング等の取替	
6-2 プロア設備	6-2-1 空洗用		外観、振動、異音、異臭、損傷の確認	巡視時	給油・油脂交換 外観・振動・異音等の確認	1年	分解整備	12年	
	6-2-2 気圧排泥用				給油・油脂交換・Vベルト点検 外観・振動・異音等の確認	1年	分解整備 サイレンサー内部清掃、塗装	18年	
	6-2-3 高度用(空気冷却乾燥装置)				外観及び機能点検 絶縁抵抗測定 潤滑油入替	1年	分解整備	(※1)	(※1)柴島は3年、庭窪は随時、豊野は2年
	6-2-4 高度用(排オゾン処理装置)				外観及び機能点検 潤滑油の入替 絶縁抵抗測定 給脂(※1)	1年 1年 1年 6月	分解整備	3年	(※1)庭窪とする

6 空気源設備

種別 大	種別 中	種別 小	日 常 点 検		定 期 点 検		定 期 整 備		備 考
			項 目	周 期	項 目	周 期	項 目	周 期	
6-3 付属装置	6-3-1 除湿装置	6-3-1-1 吸着式	外観、振動、異音、異臭、漏水の確認	巡視時	外観及び機能点検	1年	吸着剤交換	5年	
		6-3-1-2 冷却式			外観・振動・異音等の確認 計器・保護装置の点検 オートドレントラップの点検、清掃 フィルタ点検、清掃	1年 1年 1年 1年	インジェクタエレメント交換 電気加熱器エレメント交換 分解整備	5年 10年 6年	
6-3-2 空気冷却乾燥装置 (注1)	6-3-2-1 チラーユニット	6-3-2-2 吸着塔	外観、振動、異音、温度、損傷の確認 露点温度の記録	巡視時 巡視時	外観及び機能点検(※1)	1年	乾燥剤の交換	(※5)	(※1) 各機器及び自動切替弁について実施 (※2) 露点は、大気圧換算値-50℃以下 (※3) 庭窪のみ (※4) 「ボイラ及び圧力容器安全規則第8条」により1年以内ごとに1回自主検査を行い、結果を3年間保存しておくこと(庭窪) (※5) 柴島は3年、庭窪は4年、豊野は2年 (※6) 柴島は3年、庭窪は随時、豊野は2年 (※7) 柴島は3年、庭窪、豊野は随時 (※8) 柴島は12年、庭窪、豊野は随時
					フィルタエレメント、オートドレントラップの点検、清掃	1年	チラーユニット整備 オートドレントラップ整備	(※6) (※6)	
					露点計の確認並びに露点測定(※2)	1年	冷凍装置凝縮器洗浄	(※7)	
		6-3-2-3 アフターフィルタ		絶縁抵抗測定	1年	冷媒ガス補充及びチラーユニット潤滑油交換	(※5)		
		6-3-2-4 再生ヒータ		外観、振動、異音、温度、損傷の確認	巡視時	潤滑油入替	1年	自動切替弁整備	
6-3-2-5 弁、計器、保護装置	アフターフィルタ点検(※3) 吸着塔、アフターフィルタボックス及び冷凍式除湿装置各部点検(※4)	1年 1年							
6-3-3 オイルクリーナー			外観、振動、異音、漏油の確認	巡視時	外観及び機能点検 エレメント交換	1年 適宜	—	—	
6-3-4 アフタークーラー			外観、漏水の確認	巡視時	外観及び機能点検	1年	—	—	
6-3-5 ドレン処理装置(分離装置含)			外観、漏水、漏油、損傷の確認	巡視時	外観、冷却水量、漏水の有無、出入口温度・ドレントラップ確認 内部洗浄、ドレン分離槽の浮上油抜取 ドレントラップ・フィルタ・積算計、汚染状況、差圧ゲージ確認	1年 1年 1年			フィルタ取替目安：750時間
6-3-6 ラインエアフィルタ			外観の確認	巡視時	エレメント交換	1年	—	—	差圧ゲージ規定値以上にてエレメント交換 ラインフィルタ・マイクロストフィルタ 活性炭フィルタ

(注1) ・フロン系冷媒を使用しているものについては、「フロン排出抑制法」の規程にしたがい、3か月に1回簡易点検を実施するとともに、そのうちの1回については1年ごとの漏れ確認を行い、その記録を3年間保存しなければならない。
 ・フロン類の補充や、回収・破壊処理を行った場合についてもその記録を3年間保存するとともに、1年に1度報告しなければならない。
 ・機器の撤去、廃棄を行う場合は「引取証明書」「確認証明書」「事前説明書面」を3年間保存しなければならない。

7 第二種圧力容器・タンク類

種別 大	種別 中	種別 小	日 常 点 検		定 期 点 検		定 期 整 備		備 考	
			項 目	周 期	項 目	周 期	項 目	周 期		
7-1 空気槽(ベピコン・自家発始動用含む)			外観、異音、振動、損傷の確認	巡視時	本体損傷の有無 ふたの締付けボルトの磨耗の有無 管及び弁の損傷の有無	1年以内 1年以内 1年以内	内面清掃、漏れチェック、パッキン類交換	(※1)	(※1) 空気槽及び圧力槽(北港)は随時、 圧入槽は脱水機整備時	
7-2 圧入槽(排水処理)										
7-3 圧力槽(北港)										
7-4 薬品貯蔵槽	7-4-1 ばんど用	7-4-1-1 貯蔵槽	外観の確認	巡視時	異物混入の有無を目視確認	開放時	内面ライニング更新 外面塗装更新	15年 15年		
		7-4-1-2 小出し槽								
	7-4-2 かせい用	7-4-2-1 貯蔵槽					内面ライニング更新 外面塗装更新	10年 10年		
		7-4-2-2 小出し槽								
		7-4-2-3 受入槽								
	7-4-3 次亜塩用	7-4-3-1 貯蔵槽					内面ライニング更新 外面塗装更新	(※1) 20年		(※1) 内面にチタンライニングを施しているものはライニング更新は行わず、PVCライニングを施しているものは10年とする。
		7-4-3-2 小出し槽								
		7-4-3-3 貯蔵槽(追加塩素用)								
	7-4-4 酸用	7-4-4-1 貯蔵槽					内面ライニング更新、更新	(※1)		(※1) 点検結果による
		7-4-4-2 小出し槽								
	7-4-5 希硫酸用	7-4-5-1 貯蔵槽					内面ライニング更新 外面塗装更新	(※1) 10年		(※1) PVCライニングを施しているものは10年とする。
	7-5 その他槽類	7-5-1 槽類					7-5-2-1 汚泥供給槽	異物混入の有無を目視確認		開放時
7-5-2-2 ろ液槽(ろ液検知槽)										
7-5-2-3 気液分離槽										
7-5-2-4 ろ布洗浄水供給槽										
7-5-2-5 圧力水供給槽										
7-5-2-6 その他槽類(※1)										
7-5-2 防液堤										

8 荷役設備

種別 大	種別 中	種別 小	日 常 点 検		定 期 点 検		定 期 整 備		備 考
			項 目	周 期	項 目	周 期	項 目	周 期	
8-1 天井クレーン等 (3t以上)	8-1-1 クレーン	労働安全衛生法において「特定機械等」と定められるクレーン等	作業開始前点検（※1） 1 巻過防止装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラーの機能 2 ランウェイの上及びトロリが横行するレールの状態 3 ワイヤロープが通っている箇所の状態	使用時	月例定期自主検査（※2） （1月をこえる期間使用しない場合については、使用前に実施する） 年次定期自主検査（※3） （1年をこえる期間使用しない場合については、使用前に実施する）	1年以内	性能検査（荷重試験）（※4） ワイヤロープの取替	2年 10年 ～15年	（※1）作業開始前の点検関連（クレーン等安全規則第三十六条） （※2）定期自主検査（月例）関連（クレーン等安全規則第三十五条） （※3）定期自主検査（年次）関連（クレーン等安全規則第三十四条） （※4）性能検査関連（クレーン等安全規則第四十条） ○定期自主検査（月例、年次）の記録は3年間保管のこと（クレーン等安全規則第三十八条）
	8-1-2 テルハ								
8-2 天井クレーン等 (0.5t以上3t未満)	8-2-1 クレーン	「特定機械等」ではないが、クレーン等安全規則の適用をうけるクレーン等	作業開始前点検 1 巻過防止装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラーの機能 2 ランウェイの上及びトロリが横行するレールの状態 3 ワイヤロープが通っている箇所の状態	使用時			ワイヤロープの取替	10年 ～15年	○規制対象外（クレーン等安全規則第二条） ○性能検査・自主検査の結果により、補修の必要性が認められた場合は、直ちに補修を行うこと（クレーン等安全規則第三十九条）
	8-2-2 テルハ								
8-3 天井クレーン等 (0.5t未満)	8-3-1 クレーン	クレーン等安全規則の適用が除外となるクレーン等	外観、振動、異音等の確認	使用時	クレーン等安全規則が適用されるクレーンに準ずる。	同左	ワイヤロープの取替	10年 ～15年	
	8-3-2 テルハ								
8-4 コンベア	8-4-1 ケーキ搬出用		外観、異音、損傷、蛇行の確認	使用時	減速機・軸受部への給油等 蛇行検出装置、非常停止装置動作確認 各部ボルト・ナット類増し締め 運転電流確認	1年	各部点検整備、試運転調整 各消耗部品、劣化部品取替 減速機分解整備（※1）	適宜 適宜 12年	（※1）運転状況、使用時間等を考慮し、適宜延伸してもよい
	8-4-2 除塵設備及びその他設備用								

9 その他設備

種別 大	種別 中	種別 小	日 常 点 検		定 期 点 検		定 期 整 備		備 考	
			項 目	周 期	項 目	周 期	項 目	周 期		
9-1 換気設備 (プラント設備用)	9-1-1 換気扇	9-1-1-1 有圧換気扇	外観、振動、異音、 異臭 、損傷の確認	巡視時	設置状態の確認 回転方向、回転状態の確認及び給油等 ベルトの張り・磨耗、プーリー溝の磨耗 (※1) 連動、自動ON・OFF等の動作確認 (※2) 運転電流確認、絶縁抵抗測定	1年 1年 1年	異常及び故障時対応	適宜	(※1) ベルト駆動のもの (※2) ON・OFFにより設備、水処理、その他に支障がある場合は除く	
		9-1-1-2 標準換気扇								
		9-1-2 ラインファン(軸流・斜流)								
		9-1-3 シロッコファン								
	9-1-4 ルーフファン									
	9-1-5 その他換気設備付属品	9-1-5-1 ダクト	—	—	作動状態 (※3) 目詰まり等の有無 (※4)	1年				(※3) 温度ヒューズ式の防火ダンパー・シャッターは、閉じていない事を確認する (※4) 清掃もしくは交換
		9-1-5-2 たわみ継手								
		9-1-5-3 ダンパー								
		9-1-5-4 シャッター								
		9-1-5-5 吸込口、吐出口類								
9-1-5-6 フィルタ										
9-1-5-7 支持部材、その他										
9-2 配管類 (プラント設備用)	9-2-1 ノズル (表洗・排泥促進・除塵)	9-2-1-1 表洗ノズル	—	—	不良部について清掃、交換	(※1)	不良部について清掃、交換	(※1)	(※1) 池の休止時及び各設備の点検時に実施	
		9-2-1-2 排泥促進ノズル								
		9-2-1-3 除塵機他洗浄水ノズル								
	9-2-2 散気管	—	—	散気管の点検 (※2) 散気管の交換 (※3)	適宜 適宜	散気管の点検 (※2) 散気管の交換 (※3)	適宜 適宜	(※2) 接触池の清掃時に実施する (※3) 点検時に不良と判断されたもの		
	9-2-3 上澄水管 (フロート含)	漏れの確認	巡視時	劣化が著しければ交換、補修 (※4)	適宜	交換、補修	適宜	(※4) 関連設備の整備、修理時 (※5) 漏洩、目詰まりがあった場合 配管類の交換に併せて実施		
	9-2-4 ヘッダー管			漏洩があれば交換、補修 (※5)	適宜					
	9-2-5 その他配管類および配管付属品	9-2-5-1 配管(オゾン)	オゾン臭の確認	巡視時						
		9-2-5-2 配管(オゾン以外)	漏れの確認	巡視時						
		9-2-5-3 継手類								
		9-2-5-4 ストレーナ			交換もしくは清掃 (※6)	適宜			(※6) 漏洩、目詰まりがあった場合	
9-2-5-5 支持部材、その他										

9 その他設備

種別 大	種別 中	種別 小	日 常 点 検		定 期 点 検		定 期 整 備		備 考
			項 目	周 期	項 目	周 期	項 目	周 期	
9-3 冷却設備 (プラント設備用) (注1)	9-3-1 チリング ユニット(オゾン 冷却用)		外観、振動、異音の確認 漏れの確認	巡視時 巡視時	機器内部の確認(熱交換器の汚れ、フィルタ清掃、計器類の指示値) 冷媒系統、潤滑系統の運転状態 冷却水系統の運転状態(※1) 電気系統の確認(電源電圧、運転電流、絶縁抵抗、制御状態等)	3月 (※2)	異常及び故障時対応	(※3)	(※1) 冷水及び冷却水の循環系統があるもののみ (※2) 運転時間等により増減する (※3) 調査の上、修繕等を実施する。 (※4) 柴島上系次亜塩素酸ナトリウム小出槽のみ
	9-3-2 チリング ユニット(次亜塩 冷却用)(※4)								
	9-3-3 その他 (各種設備用)								
9-4 薬品注入 設備	9-4-1 注入機	9-4-1-1 流量調節 弁タイプ	外観、振動、異音、異臭、漏液の確認	巡視時	—	—	異常及び故障時対応	(※1)	(※1) 調査の上、修繕等を実施する。
		9-4-1-2 一軸偏心 ネジポンプタイプ			各種データ測定 運転状態の確認	1月 1月	分解整備	2年 (※1)	(※1) 点検結果により1年に短縮可能
		9-4-1-3 ダイアフラム ポンプタイプ			各種データ測定 運転状態の確認	1年 1年	分解整備	10年	
		9-4-1-4 フラン ジャーポンプタイプ			各種データ測定 運転状態の確認	1年 1年	修繕・取替・更新	(※1)	(※1) 異常及び故障時対応
	9-4-2 流量計		外観、漏液の確認	巡視時	「11 計装設備」に準じる 指示値確認	適宜 1年	異常及び故障時対応	(※1)	(※1) 調査の上、修繕等を実施する。
9-4-3 配管類		外観、漏液の確認	巡視時	—	—	交換、補修(※1)	10年	(※1) 交換、補修の範囲は、点検、調査等の結果による。	

- (注1)
- ・フロン系冷媒を使用しているものについては、「フロン排出抑制法」の規程にしたがい、3か月に1回簡易点検を実施するとともに、そのうちの1回については1年ごとの漏れ確認を行い、その記録を3年間保存しなければならない。
 - ・フロン類の補充や、回収・破壊処理を行った場合についてもその記録を3年間保存するとともに、1年に1度報告しなければならない。
 - ・機器の撤去、廃棄を行う場合は「引取証明書」「確認証明書」「事前説明書面」を3年間保存しなければならない。

10 通信設備

種別 大	種別 中	種別 小	日 常 点 検		定 期 点 検		定 期 整 備		備 考
			項 目	周 期	項 目	周 期	項 目	周 期	
10-1 構内交換設備	10-1-1 交換機		局データ管理	6月	立ち上げ試験 (ルータ点検含む)	1年	—	—	点検内容は、交換機の規模・機能により項目を選択すること
			接続部及び各端子締付部確認	6月	保守用コンソール試験	1年			
		外観点検	6月	局線通話試験	1年				
		その他 (機器室内環境等)	6月	専用線通話試験	1年				
					警報試験	1年			
					直通切替試験	1年			
					各種トランク機能試験	1年			
					各種サービス機能試験	1年			
					バックアップ電池点検	1年			
					時計の確認・修正	1年			
					信号発生装置機能確認	1年			
					障害情報出力機能試験	1年			
					交換機電源部点検	1年			
					メモリー点検 (内部・外部)	1年			
					プログラム点検	1年			
					現用予備切替試験	1年			
					V o i p点検	1年			
	10-1-2 自動転送装置		—	—	プログラム設定	1年	—	—	
					総合試験	1年			

1 1 計装設備

種別 大	種別 中	種別 小	日 常 点 検		定 期 点 検		定 期 整 備		備 考
			項 目	周 期	項 目	周 期	項 目	周 期	
11-1 計測設備	11-1-1 液位計	11-1-1-1 投込式	—	—	各部位点検清掃（受圧部、ケーブル・吊下げチェーン含む）、 出力特性試験（ゼロ、スパン校正含む） ゼロ点調整及びループ確認 絶縁抵抗測定	1年 （※1）	—	—	（※1） 水温による温度補正または設置環境による汚泥の除去等が必要となる場合は点検頻度を1回/6月とする。
		11-1-1-2 差圧式	—	—	各部位点検清掃（受圧部・導圧配管の詰まり、エア抜き含む） 出力特性試験（ゼロ、スパン校正含む） ゼロ点調整、ループ確認及び設定値確認 絶縁抵抗測定	適宜	—	—	
		11-1-1-3 フロート式	—	—	各部位点検清掃（フロート、ワイヤー、ウェイト、ガイドパイプ類含む） 出力特性試験（ゼロ、スパン校正含む） ゼロ点調整及びループ確認 絶縁抵抗測定	1年又は3年 （※2） 適宜	—	—	（※2） 燃料貯蔵用地下燃料タンク用液位計は消防法（第14条の3の2）の規程により1回/1年又は1回/3年の周期で定期点検を実施。その他フロート式液位計は適宜実施とする。
		11-1-1-4 静電容量式	指示値の確認	1月	各部位点検清掃 出力特性試験（ゼロ、スパン校正含む） ゼロ点調整及びループ確認 絶縁抵抗測定	適宜	—	—	
		11-1-1-5 超音波式	—	—	各部位点検清掃 変換器特性試験（ゼロ、スパン校正含む） ゼロ点調整、ループ確認及び設定値確認 絶縁抵抗測定	適宜	—	—	
	11-1-2 流量計	11-1-2-1 差圧式	—	—	各部位点検清掃（受圧部・導圧配管の詰まり、エア抜き含む） 出力特性試験（ゼロ校正含む） ゼロ点調整、ループ確認及び設定値確認 絶縁抵抗測定	2年 （※3）	実流試験 スパン校正	適宜 適宜	（※3） 導圧配管の詰まりにより、点検周期を決定する
		11-1-2-2 電磁式	—	—	各部位点検清掃 変換器特性試験（ゼロ校正含む） ゼロ点調整、ループ確認及び設定値確認 各部電圧測定 絶縁抵抗測定	2年 （※4）	実流試験 スパン校正	適宜 適宜	（※4） 取水、導水、揚水、GAC処理水、送水、配水のみ
		11-1-2-3 超音波式	—	—	各部位点検清掃 変換器特性試験（ゼロ校正含む） ゼロ点調整、ループ確認及び設定値確認 各部電圧測定 絶縁抵抗測定	2年 （※5）	実流試験 スパン校正	適宜 適宜	（※5） 取水、導水、揚水、GAC処理水、送水、配水のみ
	11-1-3 圧力伝送器	—	—	各部位点検清掃（受圧部・導圧配管の詰まり、エア抜き含む） 出力特性試験（ゼロ、スパン校正含む） ゼロ点調整、ループ確認及び設定値確認 絶縁抵抗測定	2年 （※6）	—	—	（※6） 導圧配管の詰まりにより、点検周期を決定する	
	11-1-4 開度計	11-1-4-1 ポテンシオメーター	—	—	各部位点検清掃、 全抵抗測定、出力特性試験	適宜	—	—	

1 1 計装設備

種別 大	種別 中	種別 小	日 常 点 検		定 期 点 検		定 期 整 備		備 考
			項 目	周 期	項 目	周 期	項 目	周 期	
11-1 計測設備	11-1-5 温度計	11-1-5-1 測温抵抗	—	—	各部位点検清掃 測定値校正 ループ確認 絶縁抵抗測定	適宜 適宜 適宜 適宜	—	—	
	11-1-6 損失水頭計		—	—	各部位点検清掃（導圧配管の詰まり、エア抜き含む） 出力特性試験（ゼロ校正含む） ゼロ点調整、ループ確認及び設定値確認 絶縁抵抗測定	2年 （※7）	スパン校正	適宜	（※7） 導圧配管の詰まりにより、点検周期を決定する
	11-1-7 重量計	11-1-7-1 ロードセル式	受入量とタンク重量の比較 （薬品タンク重量計）	受入毎	校正 検査（※1）	随時 2年	—	—	（※1）計量法（19条）に基づき、取引用を使用しているものは、定期検査を受検する。
	11-1-8 残留塩素計		手分析値との比較 外観、損傷、漏水の確認 ゼロ、測定値校正	巡視時 巡視時 適宜	各部位点検清掃、分析部点検 試薬、試料水ポンプ機能点検及び流量調整 ループ確認 絶縁抵抗測定、消耗部品等取替	6月	—	—	精密機器の部品交換は1回/年行う （消耗部品は除く）
	11-1-9 濁度計				各部位点検清掃、分析部点検 洗浄装置点検、サンプルホース洗浄 校正板、標準液校正、ループ確認 絶縁抵抗測定、消耗部品等取替	6月	—	—	精密機器の部品交換は1回/年行う （消耗部品は除く）
	11-1-10 濁色度計		手分析値との比較 外観、損傷、漏水の確認 ゼロ、測定値校正	1月 1月 適宜			—	—	精密機器の部品交換は1回/年行う （消耗部品は除く）
	11-1-11 pH計				各部位点検清掃、分析部点検 洗浄装置点検 標準液校正、ループ確認 絶縁抵抗測定、消耗部品等取替	6月	—	—	精密機器の部品交換は1回/年行う （消耗部品は除く）
	11-1-12 アルカリ度計						—	—	精密機器の部品交換は1回/年行う （消耗部品は除く）
	11-1-13 導電率計		外観、損傷、漏水の確認	巡視時	各部位点検清掃 ゼロ、測定値校正、ループ確認 絶縁抵抗測定、消耗部品等取替	6月	—	—	精密機器の部品交換は1回/年行う （消耗部品は除く）
	11-1-14 UV計				各部位点検清掃、分析部点検 ループ確認 絶縁抵抗測定、消耗部品等取替	6月	—	—	精密機器の部品交換は1回/年行う （消耗部品は除く）
11-1-15 バイオセンサー				各部位点検清掃 試料水量の調整、送液ポンプ、採水ポンプの点検 ループ確認 絶縁抵抗測定、消耗部品等取替	2月	—	—	精密機器の部品交換は1回/年行う （消耗部品は除く）	
11-1-16 TOC計				各部位点検清掃 試料水量の調整、標準液による校正 （※2） 絶縁抵抗測定、消耗部品等取替	2月	—	—	（※2）標準液による校正及び交換部品の取替は1回/年行う （消耗部品は除く）	

1 1 計装設備

種別 大	種別 中	種別 小	日 常 点 検		定 期 点 検		定 期 整 備		備 考
			項 目	周 期	項 目	周 期	項 目	周 期	
11-1 計測設備	11-1-17 オゾン濃度計	11-1-17-1 溶存オゾン濃度計	外観、損傷、漏水の確認	巡視時	各部位点検清掃、分析部点検 測定値校正、ループ確認 絶縁抵抗測定、消耗部品等取替	6月～ 1年 (※3)	—	—	(※3) 中オゾン6月、後オゾン1年 精密機器の部品交換は1回/年行う (消耗部品は除く)
		11-1-17-2 発生オゾン濃度計	外観、損傷の確認	巡視時	各部位点検清掃、分析部点検 測定値校正、ループ確認 絶縁抵抗測定、消耗部品等取替	1年	—	—	精密機器の部品交換は1回/年行う (消耗部品は除く)
		11-1-17-3 排オゾン濃度計							精密機器の部品交換は1回/年行う (消耗部品は除く)
		11-1-17-4 環境オゾン濃度計							精密機器の部品交換は1回/年行う (消耗部品は除く)
		11-1-17-5 漏洩オゾン濃度計							精密機器の部品交換は1回/年行う (消耗部品は除く)
11-1-18 塩素要求量計		外観、損傷、漏水の確認	巡視時	各部位点検清掃、測定値校正 試薬の補充 分析部点検、ループ確認 消耗部品等取替	1月 2月 3月 1年	—	—	精密機器の部品交換は1回/年行う (消耗部品は除く)	
11-1-19 アンモニア態窒素濃度計		外観、損傷、漏水の確認	巡視時	各部位点検清掃、測定値校正 校正液、酸洗浄液の補充 分析部点検、ループ確認、試薬の補充 消耗部品等取替	1月 3月 1年	—	—	精密機器の部品交換は1回/年行う (消耗部品は除く)	

12 管理設備、監視制御設備、遠隔監視制御設備

種別 大	種別 中	種別 小	日 常 点 検		定 期 点 検		定 期 整 備		備 考
			項 目	周期	項 目	周期	項 目	周期	
12-1 管理設備	12-1-1 監視装置		—	—	目視点検、清掃（※1）	6月～1年	機器を停止しての各部点検・清掃 接続状態点検 各種測定及び調整 機能点検 精度点検 動作確認試験 部品交換	1年	（※1）現場設置機器があるため設置環境により周期を決定する。
	12-1-2 制御装置								
	12-1-3 入出力装置								
	12-1-4 情報処理装置								
	12-1-5 遠方監視制御装置								
	12-1-6 その他周辺機器								
12-2 監視制御設備	12-2-1 監視装置		—	—	目視点検、清掃（※1）	6月～1年	機器を停止しての各部点検・清掃 接続状態点検 各種測定及び調整 機能点検 精度点検 動作確認試験 部品交換	1年	
	12-2-2 自動制御盤								
	12-2-3 補助継電器盤								
	12-2-4 計装盤								
	12-2-5 遠方監視制御装置								
	12-2-6 その他周辺機器								
12-3 遠隔監視制御設備	12-3-1 配水監視設備		—	—	目視点検、清掃	2月	機器を停止しての各部点検・清掃 接続状態点検	1年	（※2） 残留塩素計のみ
	12-3-2 水質監視設備		—	—	目視点検、清掃 手分析との比較（※2） 測定値校正（※2）	1月 適宜 適宜	各種測定及び調整 機能点検 動作確認試験		
	12-3-3 その他周辺機器		—	—	目視点検、清掃	1～2月	部品交換		

1 3 他基準等参照項目

種別 大	種別 中	種別 小	日 常 点 検		定 期 点 検		定 期 整 備		備 考
			項 目	周 期	項 目	周 期	項 目	周 期	
13-1 自家用電 気工作物保安規 程	13-1-1 G I S 受変電設備	13-1-1-1 断路器	自家用電気工作物保安規程を参照		自家用電気工作物保安規程を参照		自家用電気工作物保安規程を参照		
		13-1-1-2 遮断器							
		13-1-1-3 母線、 V C T、接続箱							
	13-1-2 受電・ 変電・配電設備	13-1-2-1 断路器							
		13-1-2-2 遮断器							
		13-1-2-3 電磁接 触器							
		13-1-2-4 負荷開 閉器							
		13-1-2-5 変圧器							
		13-1-2-6 計器用 変成器							
		13-1-2-7 避雷 器・サージアブ ソーバ							
		13-1-2-8 電力用 コンデンサ及び付 属装置							
		13-1-2-9 母線							
		13-1-2-10 配電盤							
		13-1-2-11 架空電 線路							
		13-1-2-12 ケーブ ル							
	13-1-2-13 保安柵 等								
	13-1-3 負荷設 備	13-1-3-1 電動機							
		13-1-3-2 回転速 度制御装置							
		13-1-3-3 照明設 備							
		13-1-3-4 配分電 盤							
13-1-4 無停電 電源設備	13-1-4-1 蓄電池								
	13-1-4-2 整流器 盤								

13 他基準等参照項目

種別 大	種別 中	種別 小	日 常 点 検		定 期 点 検		定 期 整 備		備 考
			項 目	周 期	項 目	周 期	項 目	周 期	
13-1 自家用電気工作物保安規程	13-1-4 無停電電源設備	13-1-4-3 インバータ	自家用電気工作物保安規程を参照		自家用電気工作物保安規程を参照		自家用電気工作物保安規程を参照		
	13-1-5 非常用発電設備	13-1-5-1 原動機							
		13-1-5-2 発電機							
	13-1-6 太陽光発電設備	13-1-6-1 太陽電池及び集電箱							
		13-1-6-2 系統連携盤及びパワーコンディショナー							
		13-1-6-3 計測装置表示盤							
	13-1-7 水力発電設備	13-1-7-1 水車							
13-1-7-2 発電機									
13-1-7-3 弁類、水圧鉄管									
13-2 昇降設備	13-2-1 エレベータ	建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）の最新刊を参照		建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）の最新刊を参照		建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）の最新刊を参照			
	13-2-2 小荷物用昇降機								
	13-2-3 階段昇降機								
13-3 建築付帯設備	13-3-1 換気設備	大阪市公共建築物点検マニュアルを参照		大阪市公共建築物点検マニュアルを参照		大阪市公共建築物点検マニュアルを参照			
	13-3-2 排煙設備								
	13-3-3 給排水衛生設備								
	13-3-4 非常用照明設備								